

術科訓練の安全管理に関する訓令

〔 最終改正 令和7. 3. 31 京都府警察本部訓令第13号 〕

(目的)

第1条 この訓令は、総合対処法、拳銃操法、救急法（水上安全法を含む。）、逮捕術、柔道、剣道、体育等（以下「術科」という。）の訓練に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もって安全かつ積極的な術科訓練の推進を図ることを目的とする。

(術科安全管理責任者等)

第2条 警察本部（以下「本部」という。）に術科安全管理責任者を、各所属に術科安全管理者を置く。

2 術科安全管理責任者には教養課長を、術科安全管理者には所属長をもつて充てる。

(術科安全管理責任者等の任務)

第3条 術科安全管理責任者及び術科安全管理者（以下「術科安全管理責任者等」という。）は、別に定める術科訓練における安全管理の指針（以下「管理指針」という。）に掲げる事項を実施しなければならない。

(術科指導員)

第4条 術科安全管理者の下に術科指導員を置く。

2 術科指導員の資格、指定等は、術科訓練に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第7号）の定めるところによるものとする。

3 術科指導員は、術科安全管理責任者等の指示に従い、管理指針に定める安全管理上の留意事項を守るとともに安全かつ積極的な訓練の指導に当たらなければならない。

(術科訓練員の心構え)

第5条 術科訓練員は、術科訓練に関する諸規程を守るとともに術科指導員の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

(事故の報告)

第6条 所属長は、術科訓練及び大会中における受傷事案のうち、身体機能に障害を生じるおそれがある重傷事案その他特異事案が発生したときは、速やかに別記様式により本部長に報告（教養課長経由）しなければならない。

(関係資料の整備保管)

第7条 所属長は、術科訓練の安全管理に関する資料、書類等を整備保管し、効果的な活用を図らなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。